

○野洲市公共施設予約システム利用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、インターネットを使用する方法により公共施設の空き状況照会、利用予約及び抽選申込み(以下「利用予約等」という。)を行うことができる野洲市公共施設予約システム(以下「システム」という。)の利用者登録(以下「利用者登録」という。)及びシステムの利用についての必要な事項を定めます。

(利用規約の同意)

第2条 システムを利用して施設(市の施設のうちシステムを導入している施設をいう。以下同じ。)の利用予約等を行うには、この規約に同意していただくことが必要となります。

(条例等の適用)

第3条 予約した施設の利用及び利用に係る使用料の支払については、当該施設の関係条例等に従うものとします。

(登録の区分等)

第4条 利用者登録は、次の区分により行います。

- (1) 団体(構成員が2人以上であること)
- (2) 個人

2 一部の施設では、個人での利用ができない場合があります。

(利用者登録の申請)

第5条 システムを利用して施設の利用予約を行うことを希望する者は、あらかじめ本規約を承諾の上、利用者登録を申請しなければなりません。

- 2 前項に規定する利用者登録の申請は、利用する施設の窓口へ野洲市公共施設予約システム利用者登録申請書を提出することにより行うものとします。
- 3 団体による利用者登録の申請は、団体の代表者又は代表者から委任を受けた者(以下「代表者等」という。)が行うものとします。
- 4 団体による利用者登録は、原則として1団体につき1件とし、複数行うことはできません。

(申請者の本人確認)

第6条 前条の規定による利用者登録の申請があった時は、申請者が本人であること(団体による利用者登録の申請については、代表者等が本人であること)を次の各号のいずれかの方法で確認するものとします。

- (1) 運転免許証
- (2) 健康保険証
- (3) マイナンバーカード
- (4) パスポート
- (5) その他本人であることを確認できると認められる身分証明書

2 団体による利用者登録の申請については、代表者等が団体の構成員であることを証明する書類や、団体の構成員名簿の提出を求めることがあります。

(利用者登録)

第7条 市は、利用者登録の申請を受け付けた後、審査の結果適当であると認めたときは、速やかに利用者登録を行います。

2 市は、利用者登録をした者(以下「登録者」という。)に登録者ごとに異なる利用者登録番号

(以下「利用者ID」という。)を設定します。

- 3 登録者は、システムにパスワードを設定する必要があります。なお、パスワードは4文字以上15文字以下の任意の英数字とします。
- 4 利用者登録の有効期限は、登録が行われた日が属する年度の年度末とします。ただし、2月1日から3月31日までの間に登録が行われた場合の有効期限は、翌年度の年度末とします。
- 5 前項の有効期限を更新しようとする者は、有効期限が満了する年度の2月1日から3月31日までの間に更新の手続きをしなければなりません。第5条の規定はこの場合において準用するものとします。

(利用者ID及びパスワードの管理)

第8条 登録者は、利用者ID及びパスワードを他人に知られることのないよう適切に管理してください。

- 2 登録者は、他人に利用者ID及びパスワードを譲渡し、又は貸与してはなりません。利用者ID及びパスワードにより行われた利用予約については、登録者本人により行われたものとみなします。

(費用)

第9条 利用者登録に係る費用は、無料とします。

- 2 登録者がシステムを利用するに当たって必要とする機器、ソフトウェア及びインターネット接続等に関する費用その他一切の費用は、登録者の負担とします。

(登録事項の変更手続)

第10条 登録者は、登録の内容に変更が生じた場合、速やかに利用者登録申請書(変更)を、利用者登録を行った施設に提出してください。ただし、メールアドレス及びパスワードをシステム上で変更しようとする場合は、この限りではありません。

(利用者登録の抹消手続)

第11条 登録者が利用者登録を抹消しようとする場合は、利用者登録を行った施設に利用者登録申請書(抹消)を提出してください。

(登録の抹消及び制限)

第12条 登録者が前条に規定する登録抹消手続を行ったとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、利用者登録を抹消し、又は制限します。

- (1) 虚偽の申請により利用者ID及びパスワードの交付を受けたとき。
- (2) 施設の管理に関する例規等又は本規約に重大な違反をしたとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 住所変更の届け出を怠る等登録者の責めに帰すべき事由により、登録者への通知又は連絡を行うことができないと本市が判断したとき。
- (5) システムによる施設の利用予約(以下「オンライン予約」という。)の頻繁な取消しや、当日利用しないなどの行為を繰り返し行うなど、不適切なシステム利用があると本市が認めたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、登録者として不適格と本市が認めたとき。

(予約)

第13条 登録者は、オンライン予約を行った場合は、各施設の定めるところにより、それぞれの施設の担当窓口の開館時間内において使用料を支払い、利用許可を得てください。

- 2 オンライン予約を行った後、各施設が定める期間内に利用許可を得ない場合は、各施設の管理者は、オンライン予約を取り消します。
- 3 オンライン予約の受付期間及び予約数は、各施設が定めるものとし、窓口等での取り扱いと異なる場合があります。
- 4 利用許可後の取消し又はインターネットによる取消し期限を過ぎてからのオンライン予約の取消しについては、システムでは取消しできませんので、各施設に直接連絡し、手続きを行ってください。
- 5 不適切なシステムの利用があった場合は、期限を定めてシステムの利用を停止する等利用の制限を行うことがあります。
- 6 災害の発生、選挙事務による施設の利用等やむを得ない場合、オンライン予約を取り消すことがあります。

(個人情報の保護)

第 14 条 各施設の管理者は、このシステムの利用者登録情報及び利用履歴について、本来の目的以外に使用せず、その管理に十分注意を払います。

- 2 登録者は、利用者登録の情報について、施設の利用予約に必要な範囲に限り、各施設が共通情報として利用することに同意するものとします。
- 3 その他個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）によります。

(免責事項)

第 15 条 市は、登録者がシステムを利用したことにより発生した損害について、一切の責任を負いません。

- 2 市は、システムの運用の停止、中止又は中断等により発生した損害について、一切の責任を負いません。

(規約の変更)

第 16 条 市は、必要があると認めるときは、登録者に事前に通知を行うことなく、本規約を変更できることとし、登録者は、システムの利用の都度、本規約の確認を行うものとします。

付 則

(施行日)

- 1 この規約は、令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

(準備行為)

- 2 この規約の規定に基づく利用者登録の申請等に係る手続は、この規約の施行前においても行うことができます。